

上山市下水道施設包括的管理等事業

優先交渉権者選定基準

令和8年3月31日

上山市

## 目 次

1 優先交渉権者選定基準の位置付け .....	1
2 優先交渉権者の選定方法 .....	1
2-1 選定方法の概要 .....	1
2-2 選定体制 .....	1
3 審査の手順 .....	2
4 参加資格審査 .....	3
4-1 必要書類の確認 .....	3
4-2 参加資格要件の確認 .....	3
5 事業提案審査 .....	3
5-1 必要書類の確認 .....	3
5-2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施 .....	3
5-3 技術評価点の審査 .....	3
5-4 価格評価点の審査 .....	4
5-5 総合評価点の算出 .....	4
6 優先交渉権者等の選定 .....	5
7 審査結果等の公表 .....	5
別表 1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式(100点満点) .....	6

## 1 優先交渉権者選定基準の位置付け

上山市下水道施設包括的管理等事業(以下「本事業」という。)の優先交渉権者選定基準(以下「本基準」という。)は、上山市(以下「当市」という。)が、本事業を実施する優先交渉権者を競争性のある公募型プロポーザル方式により選定するための方法、及び評価基準等を示したものであり、募集要項等と一体のものである。

なお、本基準において使用している用語の定義は、募集要項等に定めるところによる。

## 2 優先交渉権者の選定方法

### 2-1 選定方法の概要

本事業は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、優先交渉権者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、技術評価に基づく点数(以下「技術評価点」という。)と、応募者の提案したサービス対価に基づく点数(以下「価格評価点」という。)を基に総合的に評価する。

### 2-2 選定体制

当市は、優先交渉権者を選定するため、学識者を含めた上山市下水道施設包括的管理等事業公募型プロポーザル方式事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置した。

当市は、選定委員会における評価を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

### 3 審査の手順

審査の手順は以下のとおりである。

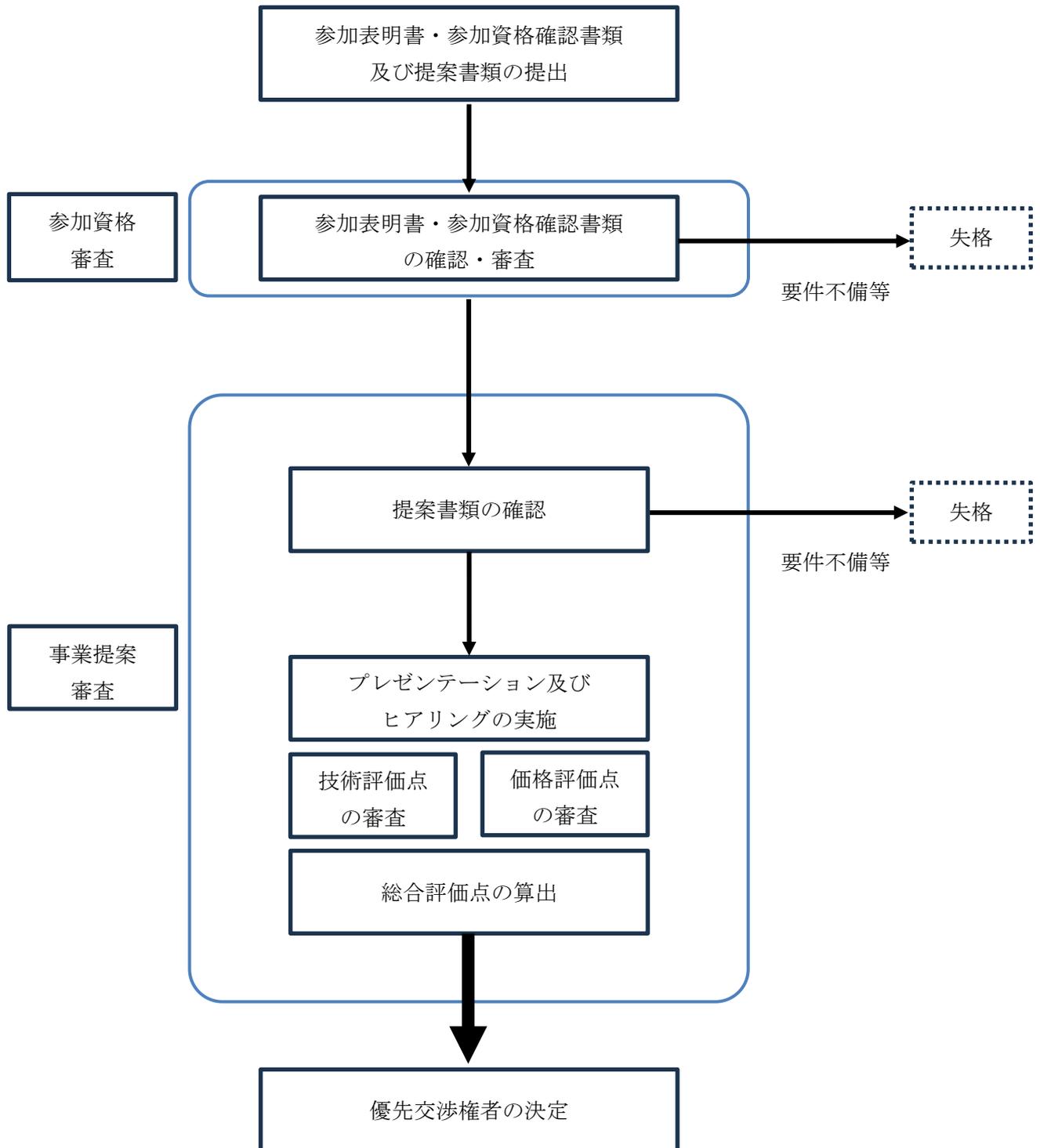


図 1 審査の手順

## 4 参加資格審査

### 4-1 必要書類の確認

当市は、応募者から提出された参加表明書・参加資格確認書類について、募集要項等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、入札の適正性を著しく損なわず補正可能な程度の軽微な書類不備等と当市が認め、速やかに補填された場合は、この限りでない。

### 4-2 参加資格要件の確認

当市は、応募者から提出された参加表明書・参加資格確認書類に基づき、応募者が募集要項等に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

## 5 事業提案審査

評価項目の配点は、別表 1「評価項目、評価の視点、配点及び対象様式」に記載のとおりである。

### 5-1 必要書類の確認

当市は、応募者から提出された提案書類について、募集要項等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。当市による提出書類の審査を行い、提出書類の内容不備が認められた場合は失格とする。ただし、入札の適正性を著しく損なわず補正可能な程度の軽微な書類不備等と当市が認め、速やかに補填された場合は、この限りでない。

### 5-2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会は、必要書類の確認ができた応募者を対象として、提案内容の確認等のために、応募者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施するものとし、技術評価点の審査ではこの内容も評価対象とする。

### 5-3 技術評価点の審査

選定委員会における審査では、提案書を審査するとともに、選定委員会に対するプレゼンテーション(質疑応答を含む。)による提案内容の確認を行うものとする。なお、提案書の審査に先立って、要求水準等を達成しているか否かについて、当市が、提案書の内容確認を行うことがある。提案書は、上山市下水道施設包括的管理等事業 提案書類作成要領に示す「2 作成上の留意点」に基づき作成する。なお、「提案書 添付資料」については、提案書を構成するものであるが、単独での評価対象となるものではない点に留意すること。

提案内容の評価については、選定委員会の各委員が別表 1 に掲げる評価項目に対応する様式ごとに評価の視点を踏まえ、提案内容について表 2 に基づき評価、採点を行った上で、各委員の得点の平均値を提案項目の得点とする。

なお、得点の算定は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

表 1 各評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
ア	要求水準等契約内容を充足する、 特に優れた技術力を有していると考えられる	配点×1.0
イ	要求水準等契約内容を充足する、 優れた技術力を有していると考えられる	配点×0.8
ウ	要求水準等契約内容を充足する、 普通の技術力を有していると考えられる	配点×0.6
エ	要求水準等契約内容を充足するが、 当該審査項目について具体的かつ適切な提案が少ない	配点×0.4
オ	要求水準等契約内容を充足するが、 具体性や実現性について懸念される点がある	配点×0.2

5-4 価格評価点の審査

審査項目のうち「サービス対価」による価格提案の評価(価格評価点)は、参考見積書に記載された価格が最低である者を1位とし、配点の満点である15点を付与する。他の者の得点は以下の計算式により算出し、価格評価点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{価格の配点} \times \text{応募者中の最低見積価格} \div \text{当該応募者の見積価格}$$

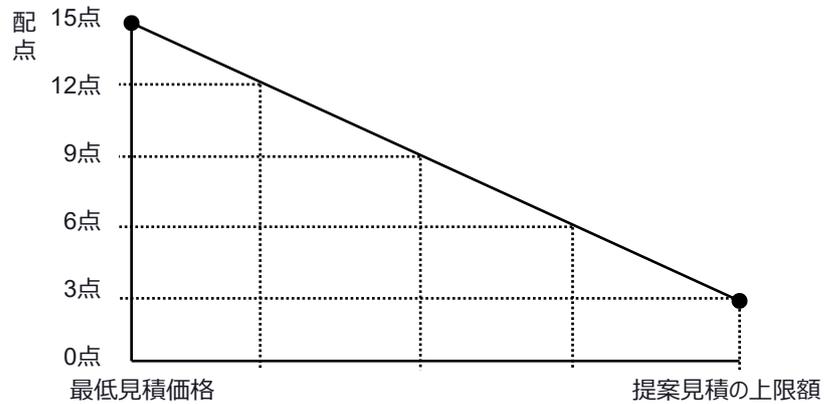


図 2 価格評価点の評価方法例

5-5 総合評価点の算出

総合評価点は、技術評価点と価格評価点を合計したものとする。なお、令和6年6月28日付けで民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第6条第1項に準ずる「上市市下水道事業に係る民間提案」を行った事業者が属する応募者に対しては、「民間提案による加点」を加えたものとする。

## 6 優先交渉権者等の選定

選定委員会及び当市は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、総合評価点が最も高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

総合評価点が最も高い提案を行った者が2者以上あるときは、サービス対価が低い提案を行った者を優秀提案者として特定する。この場合において、提案されたサービス対価が同額であるときは、選定委員会に諮って優秀提案者を特定する。

## 7 審査結果等の公表

審査結果等については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要等(優先交渉権者及び次点交渉権者の名称等)については当市ホームページにおいて示す。

別表1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式(100点満点)

評価項目(大/中項目)	評価項目(小項目)	評価の視点	配点	対象様式
1. 技術評価点			80	
1-1 事業計画(事業全体)に関する事項			40	
1-1-1 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本提案のコンセプト</li> <li>事業全体のスケジュール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当市下水道事業及び本事業の目的等が適切に理解されているか</li> <li>基本的な取組方針が適切であるか</li> <li>本事業の実施スケジュールは適切な提案となっているか</li> </ul>	10	様式 4-4-1
1-1-2 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の実施体制</li> <li>SPC や構成企業における人材及び組織体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募企業、代表企業、構成企業の役割分担、意思決定方法等が明確か</li> <li>再委託対象の業務範囲が明確に示されているか</li> <li>総括責任者、各業務責任者、有資格者が適切に配置されているか</li> <li>有資格者、事業従業員が適切に配置されているか</li> <li>地元企業等と連携した実施体制が構築されているか</li> <li>本事業を円滑に実施していくための要点の理解、及びその対応策が適切であるか</li> </ul>	10	様式 4-4-2
1-1-3 財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>SPC の財務</li> <li>事業リスクへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画、費用想定などが適切であるか</li> <li>コスト削減や事業費の平準化を考慮した提案であるか</li> <li>想定されるリスク事象に対し、対応策が適切であるか</li> </ul>	4	様式 4-4-3 様式 4-4-4 様式 4-4-5 様式 4-4-6
1-1-4 危機管理/安全管理/業務実施状況の情報開示/秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理体制の構築</li> <li>初期対応の実施</li> <li>危機管理対応マニュアル</li> <li>災害時対応訓練の実施</li> <li>災害対応に係る協定の締結</li> <li>安全教育</li> <li>労働災害防止</li> <li>公衆災害防止</li> <li>局所的な大雨による安全管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時、緊急時について人員及び資機材の確保等の基本的な考え方が明確に示されているか</li> <li>上山市浄水センター等に対する浸水対策として、初動体制や対応策等が適切であるか</li> <li>安全教育、労働災害防止、公衆災害防止など、安全対策や業務改善等の考え方が適切であるか</li> </ul>	8	様式 4-4-7

評価項目(大/中項目)	評価項目(小項目)	評価の視点	配点	対象様式
	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務実施状況の情報開示</li> <li>秘密の保持等</li> </ul>			
1-1-5 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済の活性化</li> <li>下水道事業の啓発促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の企業、人材の活用等に関する取り組みが適切であるか</li> <li>下水道事業に係る広報活動や啓発活動についての取り組みが適切であるか</li> </ul>	8	様式 4-4-8
<b>1-2 総括管理等に関する事項</b>			<b>7</b>	
1-2-1 総括管理に関する実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の総括管理</li> <li>当市によるモニタリングの実施</li> <li>セルフモニタリングの実施</li> <li>業務マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務全般の管理に係る考え方は適切であるか</li> <li>各業務を一体的に担うことによる効果的な管理方法が述べられているか</li> <li>セルフモニタリングの実施手法が適切であるか</li> <li>業務マニュアルの作成方針や内容が適切であるか</li> </ul>	7	様式 4-5
<b>1-3 処理場施設等に関する事項</b>			<b>20</b>	
1-3-1 処理場施設等運転・維持管理業務に関する実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転操作監視業務</li> <li>保守点検業務</li> <li>修繕業務</li> <li>調達管理業務</li> <li>情報管理業務</li> <li>産業廃棄物等処分業務</li> <li>緊急時対応業務</li> <li>その他の業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転監視操作に係る計画が具体的であり、監理目標値の設定など実施内容が適切であるか</li> <li>機械設備、電気・計装設備について、予防保全的な視点による自主点検方法(内容、実施頻度等)や修繕が適切に計画されているか</li> <li>調達管理に係るコスト削減、省エネ・省資源等に向けた創意工夫等が提案されているか</li> <li>維持管理情報の電子化や蓄積方法、管理方法が適切であるか</li> </ul>	20	様式 4-6-1
1-3-2 処理場施設等更新・耐震化業務に関する実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストックマネジメント計画作成業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施に向けた計画策定支援及び事業化スケジュール等(耐震補強工事との一体的な検討等も含む)が適切であるか</li> <li>本業務の点検・調査結果等の反映方法について適切に提案されているか</li> </ul>		様式 4-6-2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>改築設計業務</li> <li>改築工事業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工法選定、施工手順が適切であるか</li> </ul>		

評価項目(大/中項目)	評価項目(小項目)	評価の視点	配点	対象様式
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本施設に適切な設備の仕様(機械・電気)が提案されているか</li> <li>脱炭素化に資する設備の仕様が提案されているか</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断業務</li> <li>耐震補強設計業務</li> <li>耐震補強工事監理業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の考え方、実施方法の提案は適切であるか</li> <li>耐震補強工事を監理する方法は適切であるか</li> </ul>		
1-3-3 浄化槽管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽法第11条検査</li> <li>保守点検業務</li> <li>修繕業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽を管理する方法が適切に示されているか</li> </ul>		様式 4-6-3
<b>1-4 管路施設等に関する事項</b>			<b>10</b>	
1-4-1 管路施設維持管理業務に関する実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的維持管理業務</li> <li>住民対応等業務</li> <li>修繕業務</li> <li>産業廃棄物等処分業務</li> <li>情報管理業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的維持管理業務、住民対応業務等に基づく現地確認から修繕等に向けた業務プロセスが適切であるか</li> <li>住民への対応方法や近隣住民への配慮及び周知や広報の方法は適切であるか</li> <li>維持管理情報の電子化や蓄積方法、管理方法は適切であるか</li> </ul>	10	様式 4-7-1
1-4-2 管路施設更新支援業務に関する実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストックマネジメント計画作成業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施に向けた計画策定支援及び事業化スケジュール等が適切であるか</li> <li>本業務の点検・調査結果等の反映方法について適切に提案されているか</li> </ul>		様式 4-7-2
<b>1-5 追加提案</b>			<b>3</b>	
1-5-1 附帯事業・任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>附帯事業・任意事業の提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の技術提案等が本事業に貢献可能な内容であるか</li> <li>技術提案等が当市の下水道事業の課題解決に貢献する内容であるか</li> </ul>	3	様式 4-8
<b>2. 価格評価点</b>			<b>15</b>	
2-1 費用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案価格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案価格を点数化して評価する</li> </ul>	15	様式 4-9-1 様式 4-9-2 様式 4-9-3 様式 4-9-4 様式 4-9-5
<b>3. 民間提案による加点</b>			<b>5</b>	
3-1 民間提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI法6条に準ずる民間提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI法6条に準ずる提案をした事業者に対する加点措置を行う</li> </ul>	5	-
<b>4. 総合評価点(1+2+3)</b>			<b>100</b>	